

令和3年8月6日

▼タイトル

高島市新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

▼概要

本日、高島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第28回）を開催し、次の方針を決定しましたのでお知らせします。

○まん延防止等重点措置の適用に伴う市の対応について

公共施設の開館時間等の短縮について

滋賀県の要請に基づき、市が所管する公共施設の閉館時間を20時とします。

対象施設：44施設 別添の資料を参照ください。

○新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針の見直しについて

滋賀県がまん延防止等重点措置実施区域に指定され、本市においても措置の対象となったことに伴い対処方針の見直しを行いました。

別添の資料を参照ください。

▼問い合わせ先

○所 属：政策部 危機管理局防災課

○担 当：田村・桂田

○電話番号：0740（25）8133

○ファックス：0740（25）8551

まん延防止等重点措置を受けて利用時間の変更を行う市施設一覧

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく対処施設

	施設の種類	施設名称	通常の利用時間	変更後の利用時間
1	展示施設等	高島市民会館	9:00～22:00	9:00～20:00
2	展示施設等	藤樹の里文化芸術会館	9:00～22:00	9:00～20:00
3	展示施設等	ガリバーホール	9:00～22:00	9:00～20:00
4	集会施設等	今津東コミュニティセンター	9:00～22:00	9:00～20:00
5	集会施設等	高島市働く女性の家	9:00～22:00	9:00～20:00
6	集会施設等	高島公民館	9:00～22:00	9:00～20:00
7	集会施設等	マキノ公民館(マキノ土に学ぶ里研修センター)	9:00～22:00	9:00～20:00
8	集会施設等	安曇川公民館	9:00～22:00	9:00～20:00
9	集会施設等	朽木公民館	9:00～22:00	9:00～20:00
10	集会施設等	新旭公民館(観光物産プラザ)	9:00～22:00	9:00～20:00
11	集会施設等	安曇川世代交流センター	9:00～22:00	9:00～20:00
12	集会施設等	今津公民館(今津北コミュニティセンター)	9:00～22:00	9:00～20:00
13	集会施設等	今津西コミュニティセンター	9:00～22:00	9:00～20:00
14	集会施設等	今津浜分コミュニティセンター	9:00～22:00	9:00～20:00
15	集会施設等	今津上コミュニティセンター	9:00～22:00 9:00～17:00(休日)	9:00～20:00 9:00～17:00(休日)
16	集会施設等	今津宮の森コミュニティセンター	9:00～22:00 9:00～17:00(休日)	9:00～20:00 9:00～17:00(休日)
17	集会施設等	ステーション・オアフ	9:00～22:00	9:00～20:00
18	集会施設等	朽木農民研修センター	9:00～22:00	9:00～20:00
19	集会施設等	新旭コミュニティセンターほおじろ荘	9:00～22:00	9:00～20:00
20	集会施設等	弘川会館	終日	～20:00
21	集会施設等	朽木惣田集会所	終日	～20:00
22	集会施設等	高島横山集会所	終日	～20:00
23	集会施設等	畑の棚田ふれあい交流施設	終日	～20:00
24	運動施設等	高島B&G海洋センター	9:00～22:00	9:00～20:00
25	運動施設等	安曇川総合体育館	9:00～22:00 9:00～17:00(休日)	9:00～20:00 9:00～17:00(休日)
26	運動施設等	今津総合運動公園	9:00～22:00	9:00～20:00
27	運動施設等	今津山村広場	9:00～22:00	9:00～20:00
28	運動施設等	健康の森梅の子運動公園	8:30～22:00	8:30～20:00
29	運動施設等	新旭森林スポーツ公園	8:30～22:00	8:30～20:00
30	運動施設等	今津B&G海洋センター	9:30～21:00	9:30～20:00
31	運動施設等	今津屋根付き運動場サンルーフ今津	9:00～21:00	9:00～20:00
32	運動施設等	新旭体育館	9:00～22:00	9:00～20:00
33	運動施設等	今津勤労者体育センター	9:00～22:00 9:00～17:00(休日)	9:00～20:00 9:00～17:00(休日)
34	運動施設等	朽木グラウンド	9:00～21:30	9:00～20:00
35	運動施設等	マキノグラウンド	9:00～22:00	9:00～20:00
36	運動施設等	横山農村広場	9:00～22:00	9:00～20:00
37	運動施設等	マキノ屋内グラウンド	9:00～22:00	9:00～20:00
38	運動施設等	今津北体育館	9:00～22:00 9:00～17:00(休日)	9:00～20:00 9:00～17:00(休日)
39	運動施設等	新旭武道館	9:00～22:00	9:00～20:00
40	運動施設等	今津上体育館	9:00～22:00 9:00～17:00(休日)	9:00～20:00 9:00～17:00(休日)
41	博物館等	椋川山の子天文台	17:00～22:00	17:00～20:00
42	複合施設	マキノ高原温泉さらさ(温泉関連施設のみ)	10:00～21:00	10:00～20:00
43	複合施設	グリーンパーク思い出の森(温泉・体育館のみ)	9:00～21:00	9:00～20:00
44	複合施設	マキノ白谷温泉八王子荘	10:00～21:00	10:00～20:00

※各小中学校の体育館およびグラウンドの利用時間も、20時までとなります。

新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針

令和2年5月15日（令和3年8月6日変更）

高島市新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年4月7日、政府において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）に基づく緊急事態宣言が全国に発令され、一旦は、同年5月25日に宣言が解除されたが、その後もウイルスの変異や人流の動向から感染者数の増加に歯止めがかからず、現在は第5波とも称される厳しい局面となっている。

現在は、8月31日までを期間として沖縄県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府の6都府県に緊急事態宣言が発令されている。

また、8月2日から8月31日までを期間として、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県が、まん延防止等重点措置の実施区域に指定されているが、8月5日には今後の感染急拡大の懸念などから滋賀県のほか福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県および熊本県の8県が特措法第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置実施区域に指定され（期間：8月8日から8月31日）、本市においても特措法第31条の6第1項に基づく措置の対象となった。

本市においては、令和2年2月27日に高島市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以降、感染症予防対策をはじめ地域経済や市民生活への各種支援策を実施してきたが、引き続き感染防止対策を推進するとともに、生活の日常化と経済活動の回復を目指す必要があることから、当面の対処方針を以下のとおり定めることとする。

1. 県と連携した事業者等への要請

（1）飲食店等に対する営業時間短縮の要請（特措法第31条の6第1項）

令和3年8月8日（日）～8月31日（火）

- ・対象施設：飲食店、遊興施設（接待を伴う飲食店等）、結婚式場
- ・5時から20時までの営業時間短縮を要請、酒類の提供を禁止

（2）飲食店以外の施設に対する営業時間短縮の要請（特措法第24条第9項）

令和3年8月8日（日）～8月31日（火）

- ・対象施設：商業施設、イベント関連施設（集会施設等、運動施設、展示施設等）
- ・20時までの営業時間短縮を要請

▼営業時間の短縮要請にともない閉館時間を変更する市の公共施設

- ・ 集会施設等（公民館等） 20施設
- ・ 展示施設（市民会館等） 3施設
- ・ 運動施設 17施設
- ・ 博物館等 1施設
- ・ 複合施設 3施設

2. ワクチン接種および医療提供体制等について

（1）ワクチン接種の推進

新型コロナウイルスワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるため、高島市モデルを独自に構築し、医療機関での個別接種、市が実施する集団接種、市商工会が主体となる職域接種の3チャンネルの接種方法を同時並行し、10月中旬を目途に希望される市民の方への接種完了をめざす。

1. 接種種別

①個別接種

5月17日（月）から開始。市内23医療機関で予約・接種

②集団接種

6月3日（木）から10月3日（日）

高島市コロナワクチン接種コールセンターを設置し、電話またはWEBで予約
市内公共施設6会場のうち2会場で毎週土曜・日曜に実施

③職域接種

8月21日（土）から10月10日（日）予定

会場：高島市役所、藁園本多医院

市商工会の会員事業所およびエッセンシャルワーカーを対象に実施

2. 対象者別接種券の送付時期

- ・ 高齢者施設入所者、施設従事者：4月1日（木）
- ・ 85歳以上の方：5月10日（月）
- ・ 74歳～84歳までの方：5月19日（水）
- ・ 70歳～74歳までの方：5月25日（火）
- ・ 65歳～69歳までの方：5月31日（月）
- ・ 基礎疾患のある方：6月28日（月）～
- ・ 60歳～64歳までの方：7月1日（木）

- ・12歳～19歳までの方：7月16日（金）
- ・20歳～59歳までの方：8月3日（火）
- ・職域接種の対象の方：8月3日（火）～

（２）市内の医療提供体制について

安定した診療・検査体制を確保するため、発熱などの症状がある場合には、まずはかかりつけ医や近くの診療所に電話で相談し、指定する方法により受診する。

高島市民病院では、第2種感染症指定医療機関として新型コロナウイルス感染症患者の方の受け入れのため専用病床を確保し、県のコントロールセンターの要請により受け入れを行い必要な治療を行うほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、発熱外来を継続し、院内での迅速検査が可能な抗原定量検査およびPCR検査の実施により診療、検査体制の充実を図る。

また、院内感染防止のため、病院玄関でのトリアージのほか、入院・手術予定患者への院内での抗原定量検査やPCR検査を継続して行い、安定した医療体制を確保する。

（３）自宅療養者に対する支援

新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者であって、自宅療養を余儀なくされる方については、保健所と連携し、その期間中必要となるゴミ出し等の生活支援を行う。

（４）新型コロナウイルス感染症の相談や受診について

受診や相談体制について、「息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合」や、「基礎疾患（持病）をお持ちの方で病状に変化があった場合等」は、まずは、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話等で相談を行い、かかりつけ医などにおいては診療可能な医療機関を案内する。

また、症状はないが新型コロナウイルス感染症が心配な方などからの一般的な相談は「一般電話相談窓口」（077-528-3637）を案内するとともに、その他の健康相談については、市役所健康推進課（0740-25-8110）で対応する。

3. 学校等について

（１）小・中学校

文部科学省・県教育委員会が示すガイドラインおよび、高島市版『「新しい生活様式」を踏まえた学校の取り組み～学校における新型コロナウイルス感染症対策～』に基づき、感染予防対策を講じる。

○主な感染症対策について

- ・手洗いと手指消毒、マスク着用、教室や共用物等の消毒、毎日の健康チェック

- ・冷暖房機器使用時も含めた教室の換気
- ・感染リスクが高い3つの条件（密閉・密集・密接）の回避
- ・感染症に対する正しい理解と、差別やいじめを許さない指導

○その他

- ・新しい生活様式を踏まえ、学校行事の時期や内容等の見直しを行う。
- ・児童生徒・教職員に感染が確認された場合は、臨時休業等の措置を講じる。

（2）保育園・幼稚園・認定こども園、学童保育等

厚生労働省・文部科学省・県健康医療福祉部が示すガイドラインおよび、市内小中学校における感染症対策に準じ、園児ができる工夫と行動について十分留意した上で引き続き感染症対策を講じることとする。

私立こども園や学童保育所等についても公立こども園等に準じた対応とする。

4. 公共施設における感染症対策について

市が所管する公共施設については、国等が定めるガイドラインに基づき策定した、「感染症対策マニュアル」を遵守し適切な感染症対策を行う。

公共施設の利用者および管理者においては消毒を徹底するとともに、施設利用者に対しても、マスクの着用などの基本的な感染症対策の実施の他、各施設のマニュアルに応じた対策に協力を求める。

5. まん延防止対策について

（1）お盆の時期における感染症対策

お盆の時期については、多くの方が都市部から市内への帰省が想定される。感染症予防のため帰省や旅行を控えていただくことが、最も有効な対策となるが、帰省等をされる場合は以下の点について留意いただくこととする。

- ・お盆の行事などは出来るだけ広い部屋で、座り方の工夫や、換気の徹底をする。
- ・会食には大皿料理を避けて、たがいちがいに座るなど距離をとって会話する。
- ・集まる場合は体調に気配りし、少しでも体調に違和感がある場合は帰省を控える。
- ・ワクチン接種後であっても、慎重に行動する。

（2）新しい生活様式の定着促進

感染拡大を予防するため、市民に対して、政府が示す「新しい生活様式」および滋賀県が進める「コロナとのつきあい方滋賀プラン」の普及と定着を図り基本的な感染症対策を徹底する。

- ・人と人との距離を十分にとり、マスクの着用や手洗い消毒の徹底など、基本的な感

染症対策を実施する。

- ・屋外等で人との距離を2 m以上確保できる場合はマスクを一時的に外し休息をとる。
- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・各地域の感染状況の把握に努めるとともに、感染症対策が十分にとられていない施設の利用については注意する。
- ・会食は感染症対策を徹底し、家族や普段一緒にいる人以外との会食は控える。

(3) 感染症対策アプリケーションの積極的な活用

誰とどこで会ったかをメモにする等の基本的な取り組みのほか、国や県が提供する感染症対策のスマートフォンアプリ等を積極的に活用し、公共施設等へのQRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ等により、感染拡大防止に努める。

- ・滋賀県新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）

(4) 災害時の避難行動

自然災害の脅威と感染症感染の複合災害に備えるため、災害時の避難行動を以下のとおり推進する。

- ・避難所における「三つの密」を回避するため、在宅避難、縁故避難、避難所への避難等、安全な場所への分散避難を啓発する。
- ・広域避難所では、避難所指定職員が中心となり、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルに基づき運営を行う。

6. 市が主催する会議やイベント等について

会議やイベント等の開催については、国や県が示す方針を尊重しつつ、市民の健康と安全を守る観点から、3密の回避など基本的な感染症防止対策が確保できるよう次のとおり対応する。

(1) 会議の開催における対策

- ・身体的距離を1 m以上（できれば2 m）確保し、3密を回避する。
- ・マスクの着用やこまめな換気を義務づけ、会場には消毒液等を設置する。
- ・会議時間の短縮や電子会議等の方法により人と人との接触機会を少なくする。
- ・感染症対策を十分にとることができない場合には、開催の中止や延期を検討する。

(2) イベント等の開催における対策

地域行事をはじめとする各種行事の開催にかかる市の対応は、前項に記載する対策をはじめ万全な感染予防対策を講じることを前提として実施する。

(3) 自治会や各種団体等が行う会議やイベントにおける対策

市内の各種団体等が主催する会議やイベントは、市の方針に準じて主催者において適切に対応いただくよう要請する。

7. 人権への配慮、社会課題への対応

- ・医療・福祉関係者、患者関係者などへの言われなき風評被害を防止するとともに、感染症に対する憶測やデマに惑わされない冷静な対処と人権尊重について啓発する。
- ・感染症に対して過剰に心配することなく、公的機関等が発信する正確な情報に基づき冷静な行動を要請する。

8. 庁内の対応

来庁者や職員の感染防止を図るため、次の対応を行うとともに、市職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、あらかじめ作成したマニュアルに基づき施設の消毒等を適切に行い、市民サービスの低下を防ぎます。

- ・執務中、会議ではマスクの着用を徹底します。
- ・会議の開催にあたっては、人と人との距離を保ち、余裕をもった会場とします。
- ・定期的に執務室の窓を開け、換気を行います。
- ・消毒液を複数個所に設置し、窓口カウンター等の消毒を適宜行います。
- ・来客カウンターにはアクリルパネルを設置し、窓口での飛沫を防止します。
- ・職員間の感染リスク低減のため、事務室内に飛沫防止パネルを設置します。

9. 感染症対策にかかる市の独自支援策

これまでに実施した支援策（たかしま応援プロジェクト）

【第1弾】

「地域通貨アイカの支給（1人当たり1万円）」

- ・対象者 47,886人（20,505世帯）
- ・換金額 473,290千円

「図書カードの支給（1人当たり3千円）」

- ・対象者 0歳から18歳までの方
 - ・対象人数 6,398人（3,626世帯）
 - ・決算額 19,194千円
-

【第2弾】

休業要請に伴う県の感染拡大防止臨時支援金に、市が10万円を上乗せ

- ・支援金 中小企業 30万円（県20万円 市10万円）
個人事業主 20万円（県10万円 市10万円）
 - ・決算額 39,900千円（399事業者）
 - ・休業要請期間 令和2年4月25日～5月6日
-

【第3弾】

各家庭や事業者の負担の軽減を図るため、外出自粛を強く要請してきた4月・5月の2か月分の水道料金および下水道使用料の基本料金分を免除する。

- ・減免額 水道料金（6月請求分） 34,039千円
下水道使用料（7月請求分） 51,496千円
-

【第4弾】**「高島がんばる事業者サポート給付金」**

令和2年1月以降の任意の期間（1ヶ月）において、事業収入（売上）が前年同月に比べて30%以上減少している事業者に対して一律10万円を支給する。

- ・給付金 159,500千円（1,595事業者）

「団体客誘致支援助成金」

宿泊事業者が自ら行う宿泊を伴う校外学習や合宿などの団体客へ誘致活動を支援することにより、市内での宿泊業の事業継続を図る。

- ・団体客1人1泊につき500円、バス1台につき5万円を支給
 - ・助成金 16,256千円
宿泊延人数 13,112人 バス台数 194台
-

【第5弾】**「新生児特別定額給付金」**

国の特別定額給付金の対象とならなかった、令和2年4月28日以降に出生した方を対象に1人当たり10万円を給付する。

- ・決算額 21,100千円
- ・対象者 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた新生児

「指定管理施設運営支援交付金」

本年4月から5月にかけて発令された緊急事態宣言に伴い、指定管理施設での影響を踏まえ、緊急的な支援を行い公共施設および行政サービスの維持を図る。

- ・過去3か年の4月～6月分に係る収支平均額と本年の収支実績の差額を支援。
 - ・決算額 54,800千円 農業振興施設 2施設 7,700千円
観光振興施設 9施設 47,100千円
-

【第6弾】**「インフルエンザ予防接種費用助成」**

新型コロナウイルスの拡大期と季節性インフルエンザの流行期が重なった場合の医療現場での混乱を抑制するため、インフルエンザワクチン予防接種費用の一部を助成。

- ・決算額 27,009千円（内市上乗せ分 8,915千円）
 - ・対象者 65歳以上の方等
1人あたり1,300円の個人負担分を助成し、無料とする。
義務教育以下の子どもおよび妊婦の方
接種ごとに2,000円を助成
 - ・実施期間 令和2年10月1日から令和3年2月28日まで
-

【第7弾】**「地域通貨アイカの配付による地域経済の再活性化」**

- ・地域通貨アイカの支給（1人当たり5千円）
予算額 254,579千円 対象者 47,289人（20,684世帯）

「キャッシュレス決済たかしま応援プレミアムポイント還元事業」

非接触型支払いツールである、キャッシュレス決済の普及促進をはかるため、高島市内の加盟店にて、支払いをすると最大30%のポイントボーナスを付与

- ・予算額 50,000千円
-

「団体客誘致支援助成金」

宿泊事業者が自ら行う宿泊を伴う校外学習や合宿などの団体客へ誘致活動を支援することにより、市内での宿泊業の事業継続を図る。

予算額 35,000 千円

団体客 1 人 1 泊につき 500 円、バス 1 台につき 5 万円を支給

「たかしま学生エール便」プロジェクト

コロナ禍の中市外で一人暮らしをする本市出身の学生を応援するため市内の特産品を贈る。

予算額 4,693 千円

以上